

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について(令和3年4月1日適用)

活動区分 大学活動レベル	1. 教育 (講義、演習、実験・実習)	2. 教員活動および 学生の研究活動	3. 大学職員 事務職、技術職など	4. 会議・行事	学生		7. 出張等	8. 大学施設の利用
			5. 大学への登校		6. 課外活動			
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面実施</li> <li>・ 状況により遠隔授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究活動可</li> <li>・ 感染予防チェックリストの徹底</li> <li>・ 在宅研究可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常勤務</li> <li>・ 在宅勤務可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面実施可</li> <li>・ 行事は規模・内容を検討して判断</li> </ul>	登校可	活動可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内出張等可</li> <li>・ 海外渡航は外務省海外安全HPに従う。</li> </ul>	使用目的、規模等を踏まえて個別判断
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、遠隔授業</li> <li>・ 状況により対面授業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最小限の研究活動</li> <li>・ 研究指導は限定</li> <li>・ 在宅研究推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅勤務、時差出勤推奨</li> <li>・ 別室勤務推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事は原則、オンライン</li> <li>・ 学内会議は可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面実施される授業、許可された研究室入室、研究指導のみ登校可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインによるものは可</li> <li>・ その他は原則不可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不要不急の国内出張等は不可</li> <li>・ 海外渡航は不可</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠隔授業</li> <li>・ 遠隔対応できない授業は休講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能維持のため最小限の研究活動のみ可</li> <li>・ 在宅研究活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅勤務</li> <li>・ 大学機能維持に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行事は不可</li> <li>・ 会議はオンラインによるものは可</li> </ul>	登校不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインによるもののみ可</li> </ul>	原則不可	

1 行動基準は標準的なものであり、状況に応じて柔軟に対応するものとします。

2 「4. 会議・行事」に関して、「会議等の特例について」を継続して適用します。

令和3年4月1日の大学活動レベル	<p>滋賀県および近隣府県に緊急事態宣言の発令はありませんが、まだまだ予断を許さない状況です。滋賀県は「注意ステージ」にあるものの「コロナとのつきあい方滋賀プラン」に基づく対応に照らして、授業等大学の活動に特段の制限を加えるものではないと判断できることから、令和3年4月1日の大学活動レベルは「1」とします。今後これを基準として、大学に対する特別な要請など活動の制限を行う必要が生じた場合には、大学活動レベルを見直すこととします。</p>
------------------	---